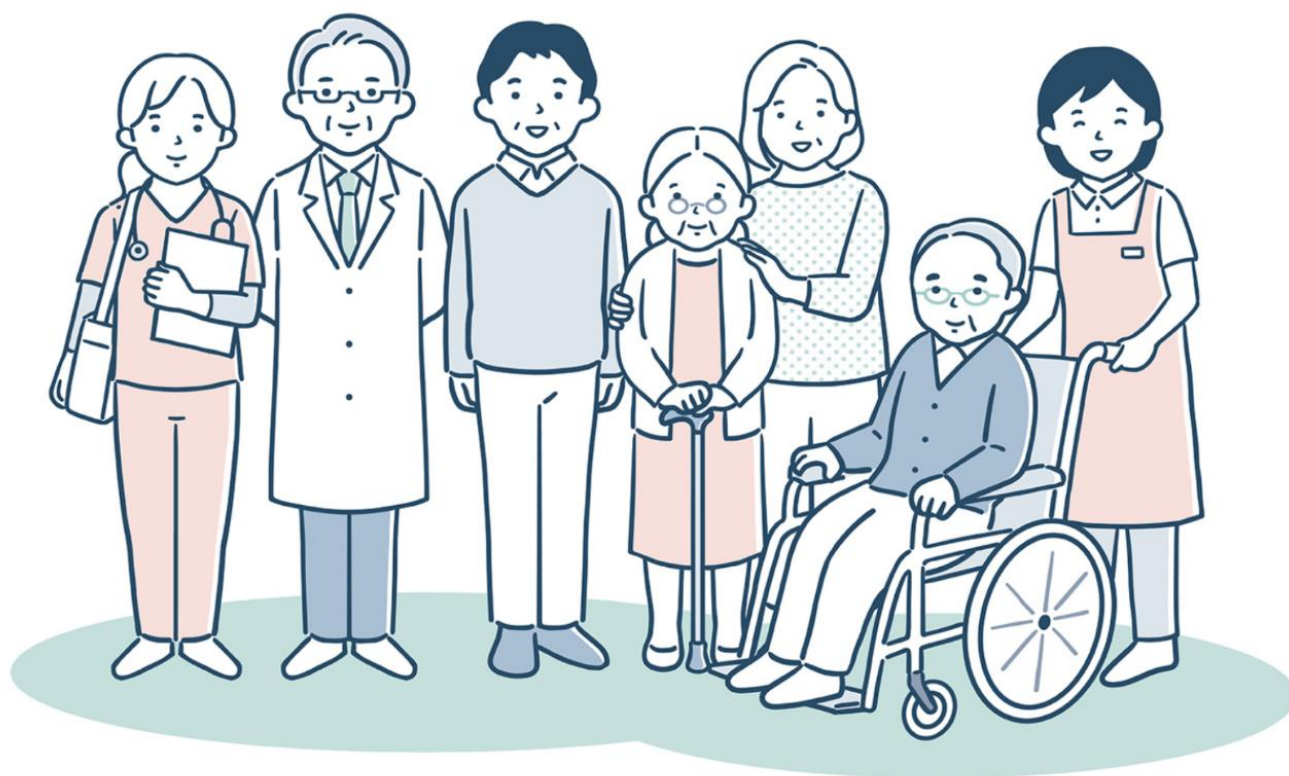


唐津市第 11 期高齢者福祉計画・
第 9 期介護保険事業計画
(令和 6 ～ 8 年度)
【概要版】



令和 6 年 3 月

1. 計画の策定にあたって

本計画では、

高齢者が住み慣れた地域で 健康で生きがいを持ち暮らせるまちづくり

を基本理念とし、長期的視点からは令和 22（2040）年を念頭に、地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後 3 年間の具体的な施策・取組を進めるための計画として、唐津市の高齢者施策の方向性を示す計画として策定します。

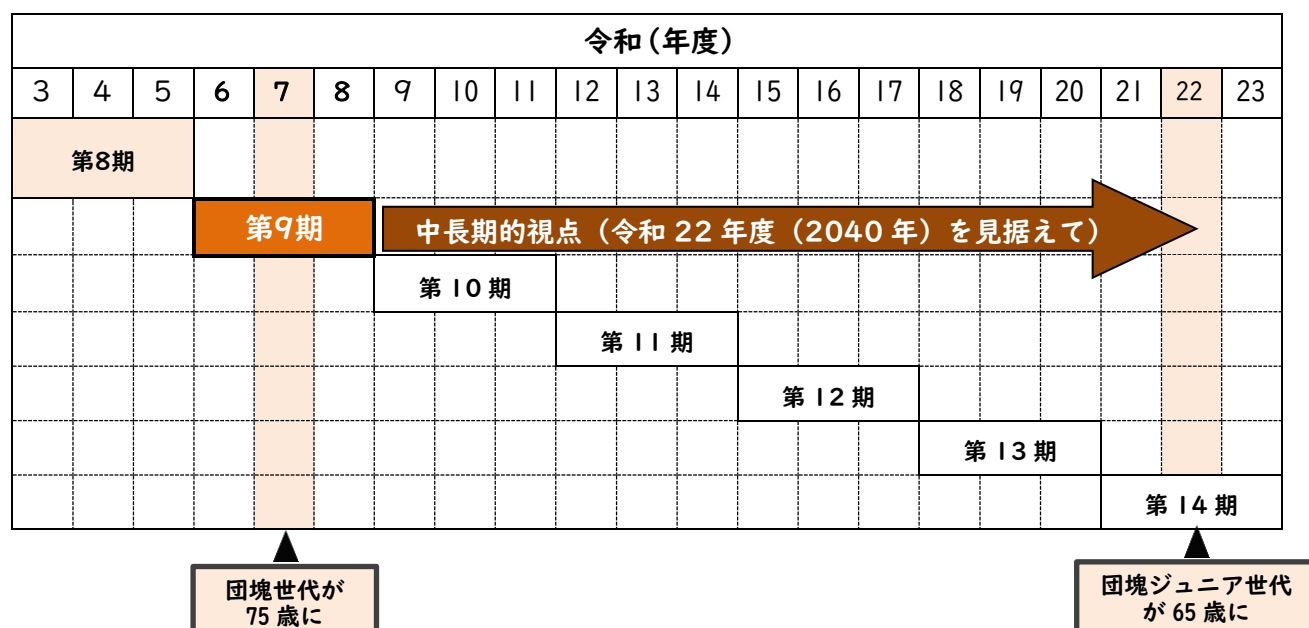
2. 計画の性格

本計画は、大きく「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「成年後見制度の利用促進に関する市町村計画」の 3 つの計画を兼ねています。また、地域包括ケアシステムの構築を目指していく中で、中期的な「地域包括ケア計画」としての性格も兼ねます。

3. 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度を目標年度とする 3 か年計画です。

ただし、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和 22 年度を見据えた中長期的視点を踏まえた計画とし、介護保険サービスの利用者数や保険料などについても、中長期的な推計を行います。



4. 基本目標

基本理念の実現のために、次の3つの基本目標を柱とします。

高齢者が住み慣れた地域で健康で
生きがいを持ち暮らせるまちづくり

基本目標1 高齢者の社会参加と
安心して暮らせる体制の推進

基本目標2 地域で支える体制づくりの推進

基本目標3 介護サービスの実施と質の向上

〈基本目標1〉 高齢者の社会参加と安心して暮らせる体制の推進

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、役割や生きがいを持ち安心して過ごすことができるよう支援します。

具体的には、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験を活かすための社会参加活動や生涯学習活動の支援、バリアフリー化や高齢者の活動拠点施設の整備などの高齢者にやさしい町づくり、高齢者軽度生活援助事業などの高齢者福祉サービスの充実化などに取り組みます。

【施策の方向】

1. 高齢者が活躍できる環境づくり
2. 安心して暮らせる体制づくり
3. 高齢者にやさしい体制づくり



〈基本目標2〉 地域で支える体制づくりの推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域で支える体制づくりに取り組みます。

具体的には、市民主体の健康づくりや介護予防、自立支援の促進に取り組み、自助・互助・共助・公助による支援体制の充実を図ります。

ヤングケアラーや8050問題など、これまでの分野別の支援体制では対応困難な複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、重層的支援体制を整備し、課題を抱える人やその世帯への包括的な支援を推進します。

また、関係機関・団体と連携し、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議や生活支援体制整備の充実を図ります。認知症の人とその家族への支援として、認知症への理解を深めるための啓発や早期発見・早期支援の仕組みづくり、地域での見守り体制づくり等を推進します。

さらに、権利擁護支援として成年後見制度の利用促進のための体制づくりを推進します。

【施策の方向】

1. 介護予防と生活支援の推進
2. 地域包括ケア体制の推進
3. 認知症対策の推進



〈基本目標3〉 介護サービスの実施と質の向上

介護保険制度に基づき、介護給付や介護予防給付を実施するとともに、介護サービスの充実化・強化・適正化に取り組みます。

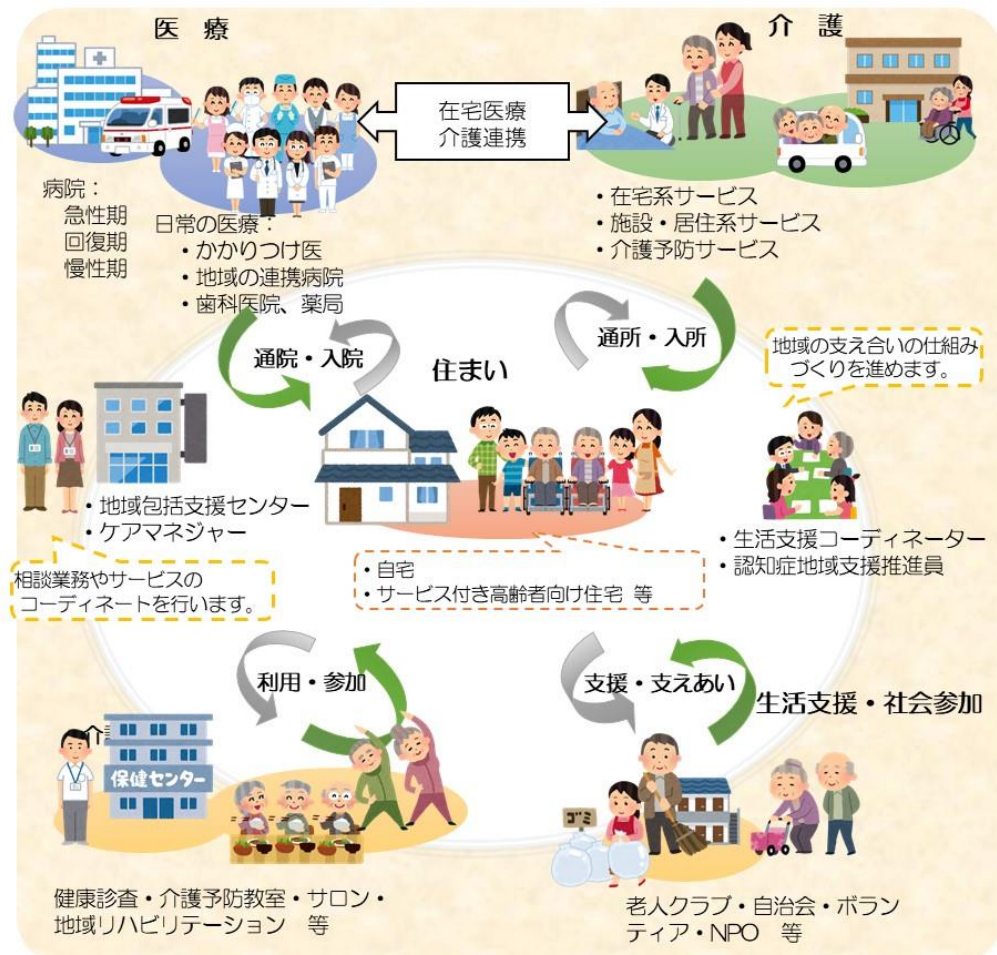
具体的には、利用者が安心して良質なサービスを利用できるよう、利用者の立場に立った相談・苦情対応・情報公開の体制を充実します。また、サービスの質の確保や向上を図るため、介護人材の養成・確保・専門性向上に取り組みます。また、認定調査やケアプランの点検などを実施し、サービスの適正化に取り組みます。

【施策の方向】

1. 介護サービス等の実施
2. 介護サービスの充実・強化
3. 介護サービスの適正化



＜地域包括ケアシステム＞



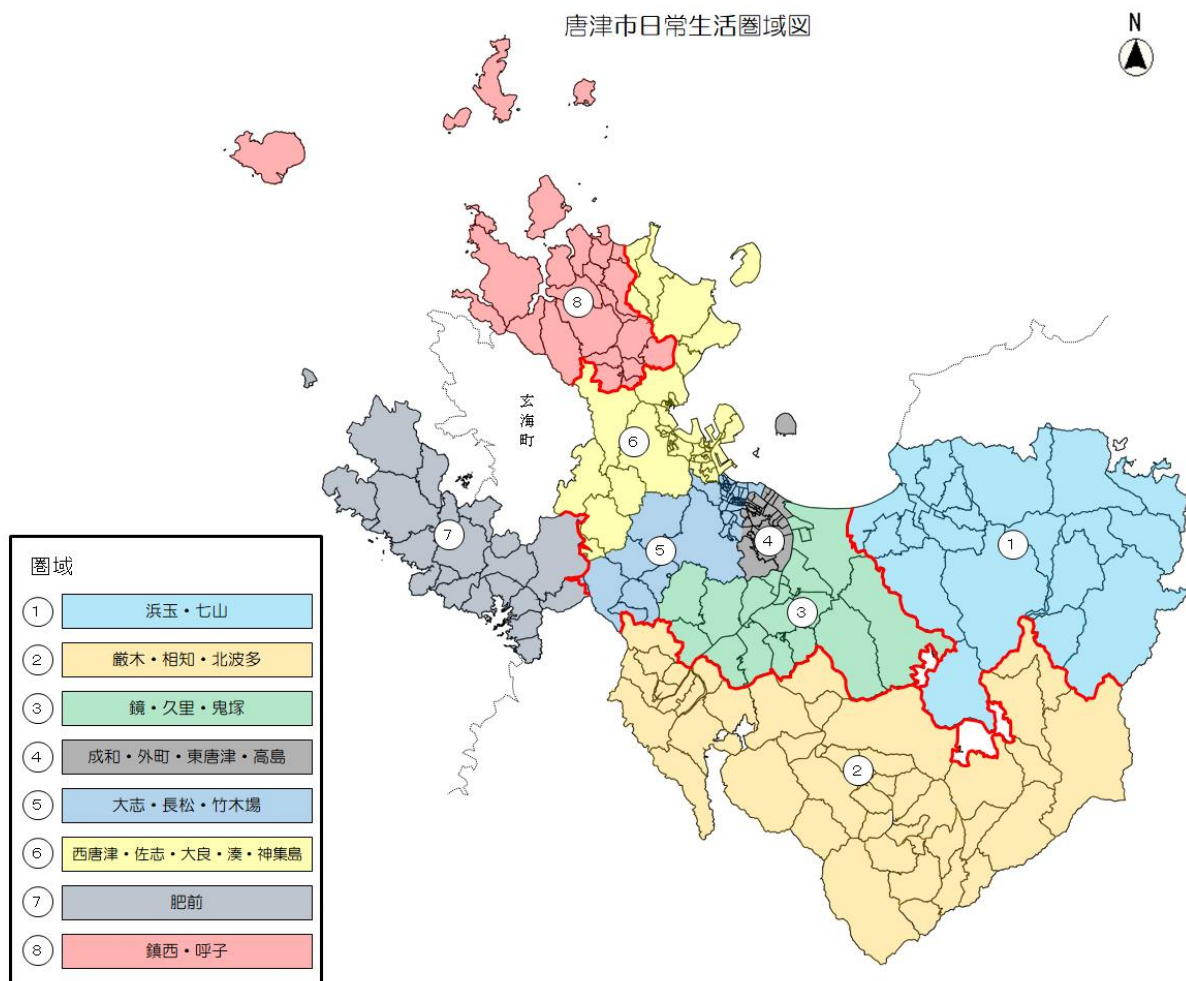
5. 日常生活圏域について

計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を踏まえて、日常生活圏域を設定することとなっています。

本市では、第8期計画からは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることから、各地域の状況等を踏まえ、8圏域の設定とし、地域においてより細やかな対応を行っています。

圏域区分	人口（人）	高齢者数（人）	高齢化率
浜玉・七山地域	13,606	4,038	29.7%
厳木・相知・北波多地域	14,244	6,081	42.7%
鏡・久里・鬼塚地域	23,541	6,053	25.7%
成和・外町・東唐津・高島地域	15,204	4,777	31.4%
大志・長松・竹木場地域	20,083	6,005	29.9%
西唐津・佐志・大良・湊・神集島地域	14,569	5,441	37.3%
肥前地域	5,833	2,637	45.2%
鎮西・呼子地域	8,655	3,787	43.8%
合 計	115,735	38,819	33.5%

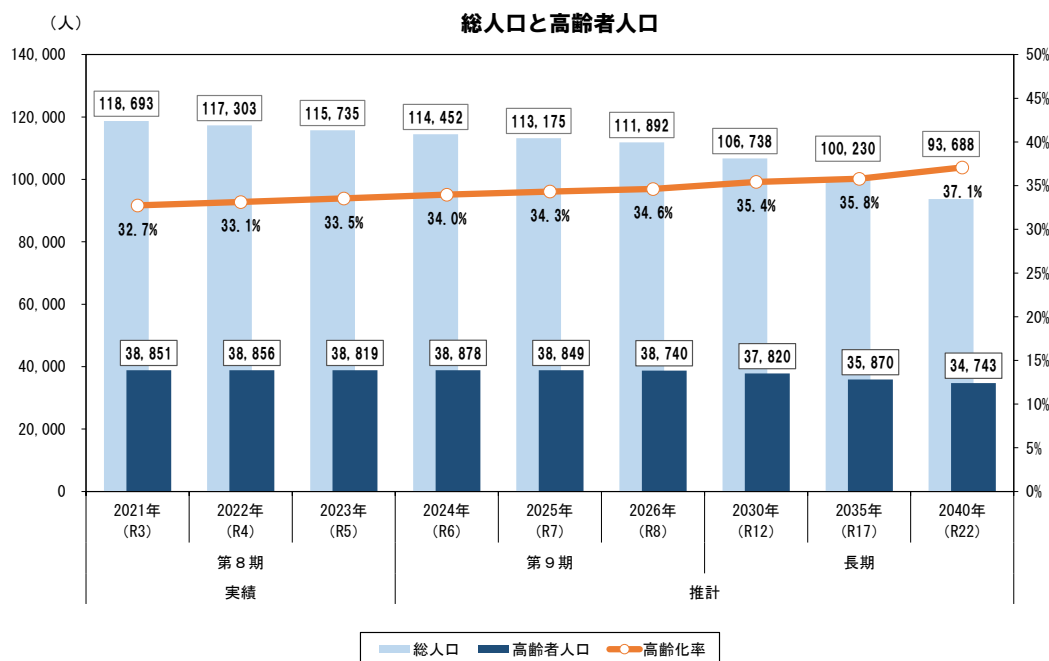
資料：住民基本台帳人口 [2023 年（R 5）10 月 1 日現在]



6. 将来人口等

■ 総人口

本市の総人口は、今後も緩やかな減少傾向で推移し、計画最終年度である令和8年度には111,892人に減少、さらに令和22(2040)年には93,688人にまで減少することが見込まれます。

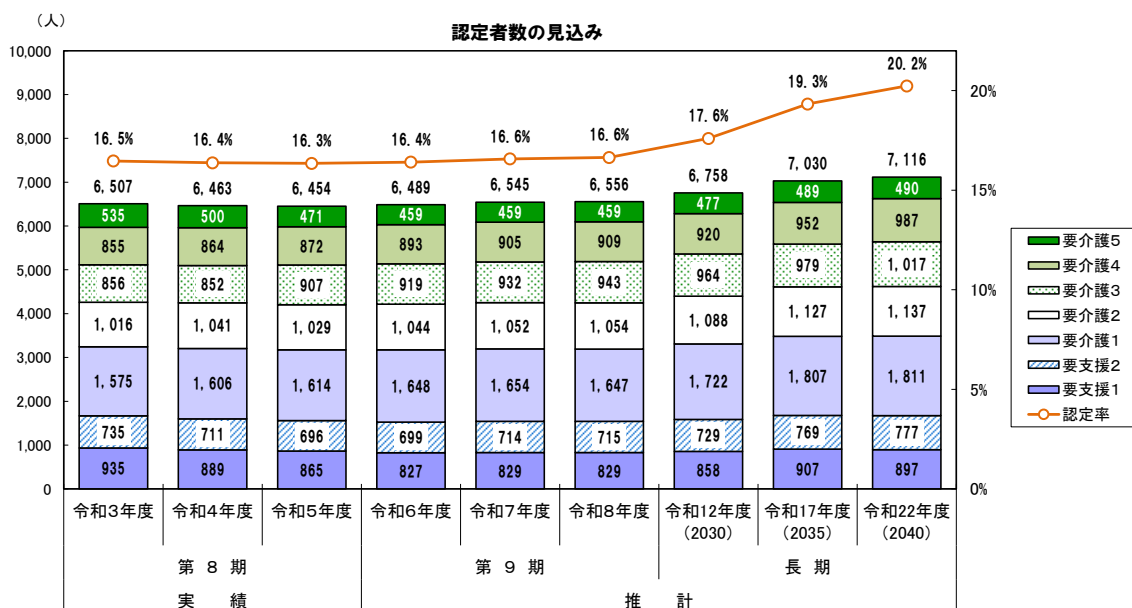


※実績は、住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 要支援・要介護認定者数の見込みについて

要介護等認定者数は、令和5年度の6,454人から令和8年度には6,556人へと増加し、令和22(2040)年度には7,116人にまで増加するものと見込まれます。

また、認定率は、令和8年度には16.6%、さらに令和22(2040)年度には20.2%にまで上昇するものと見込まれます。



資料：実績は介護事業状況報告（各年9月末）

7. 介護保険事業の費用の見込みと介護保険料

■ 総給付費

総給付費（予防給付費、介護給付費）の見込みは次のとおりです。

（単位：千円／年度）

		実 績	推 計			
		第 8 期	第 9 期			長期
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和22年度 (2040)
	予防給付費	457,512	457,546	466,661	474,625	515,712
	介護給付費	10,909,340	11,208,624	11,324,626	11,446,396	12,424,143
計	総給付費	11,366,851	11,666,170	11,791,287	11,921,021	12,939,855

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

■ 地域支援事業費

地域支援事業費（介護予防事業や包括的支援事業など、予防重視型の事業費）の見込みは次のとおりです。

（単位：千円）

		第 9 期				長期
		合計	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和22年度 (2040)
	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,454,425	473,822	485,334	495,269	416,541
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	607,168	197,798	202,610	206,759	170,757
	包括的支援事業(社会保障充実分)	203,674	66,492	67,959	69,223	64,247
	地域支援事業費 計	2,265,267	738,112	755,903	771,252	651,544

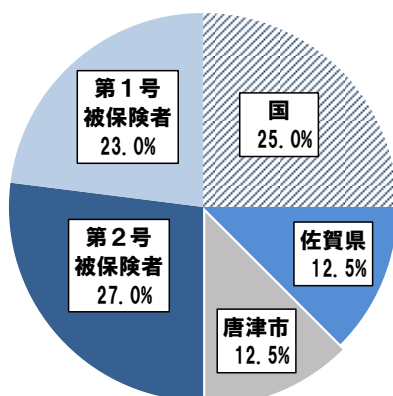
※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

■ 財源構成

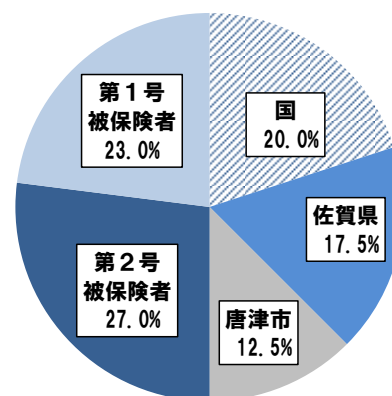
介護保険制度は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護給付の費用は、50%が公費負担、残りの 50%が第 1 号被保険者（65 歳以上の人）と第 2 号被保険者（40～64 歳の人）による保険料負担となります。

居宅給付費の財源内訳



施設給付費の財源内訳



■ 第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

65歳以上の人に負担していただく保険料は、介護保険事業の費用額や第1号被保険者の人数などに応じて3年間の事業計画ごとに見直されます。

令和6年度から令和8年度までの期間における所得段階については、国の標準である9段階を基本とし、保険料額については下表のとおりとします。

また、第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯については、公費による保険料の軽減を継続して行います。

令和6年度から令和8年度までの介護保険料額

所得段階	保険料率 (実質負担率 ※)	対象者	月額	年額
第1段階	基準額×0.285	生活保護受給者もしくは、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1,746	20,952
第2段階	基準額×0.485	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	2,971	35,652
第3段階	基準額×0.685	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	4,195	50,340
第4段階	基準額×0.90	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,512	66,144
第5段階	【基準額】	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	6,124	73,488
第6段階	基準額×1.20	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,349	88,188
第7段階	基準額×1.30	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,962	95,544
第8段階	基準額×1.50	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,186	110,232
第9段階	基準額×1.70	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	10,411	124,932
第10段階	基準額×1.90	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	11,636	139,632
第11段階	基準額×2.10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	12,861	154,332
第12段階	基準額×2.30	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	14,086	169,032
第13段階	基準額×2.40	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	14,698	176,376

※1 実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。



唐津市 保健福祉部 高齢者支援課

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

TEL : 0955-72-9230 FAX : 0955-73-8451